

食品分析ニュース

2016年2月4日 ニュージーランドにて、12か国の担当閣僚らが参加したTPP(環太平洋パートナーシップ協定)の署名式が行われました。TPPは日本やアメリカなど世界の経済規模の4割を占める12か国が参加した、アジア太平洋地域の新しい貿易ルールとなる協定です。TPPが発効されれば食品の輸出入がより活発になり、同時に食の安心安全の取組みについて、どのように向き合っていくか問われるのではないかと考えます。

また一方では、農林水産省を筆頭に取り組んでいる輸出促進の成果もあり、平成27年の農林水産物・食品の輸出額については過去最高値であったことが公表されました。(実績の詳細につきましては特集でご紹介いたします。)

この実績は、海外で日本産製品の価値や品質が高く評価されていることを何よりも雄弁に物語っているのではないでしょうか。また今後も海外での期待を裏切らない製品の提供が必須と言えるのではないでしょうか。

Contents

- 特集: 平成27年農林水産物・食品の輸出実績(日本)
- [EU 偽装オリーブオイルの押収]
- [日本 インドネシア向け植物由来生鮮食品(青果物、茶等)の新たな輸出手続について]

【特集: 平成27年農林水産物・食品の輸出実績(日本)】

2016年2月2日 農林水産省は、平成27年の農林水産物・食品の輸出額は7,452億円、前年比21.8%増加し、平成26年の過去最高値(6,117億円)を更新したと公表しました。「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略(平成25年8月策定)」における平成28年の中間目標7,000億円を1年前倒しで達成しており、日本の食品輸出の順調な推移を示しています。

輸出品の内訳

農産物	4,432億円(対前年比	+24.2%)
林産物	263億円(対前年比	+24.8%)
水産物	2,757億円(対前年比	+18.0%)

主な輸出先国・輸出金額

1位 香港、2位 米国、3位 台湾となっています。 (詳細は下記へ記載しています。)

順位	輸出先	輸出額	輸出総額に	対前年比	主な輸出品目
		(億円)	占める割合		(億円)
1	香港	1,794	24.1%	+33.5%	真珠、乾燥なまこ、たばこ
2	米国	1,071	14.4%	+14.9%	ホタテ貝、ぶり、アルコール飲料
3	台湾	952	12.8%	+13.8%	たばこ、りんご、さんご
4	中国	839	11.3%	+35.0%	ホタテ貝、丸太、さけ・ます
5	韓国	501	6.7%	+22.7%	アルコール飲料、ホタテ貝、
					ソース混合調味料

農林水産省 平成28年2月2日 プレスリリースより。

TEL 045-330-3004 FAX 045-330-0021

EMAIL <u>infojp@eurofins.com</u>
WEB http://food.eurofins.co.jp/



【EU 偽装オリーブオイルの押収】

イタリア警察は、色出しのため硫酸銅を塗ったオリーブ8万5000トンと、シリアやトルコ産にもかかわらず「イタリア製」と表示されたエキストラバージン・オリーブオイル7千トンを押収した。硫酸銅は殺虫剤などに使用される成分で、過剰摂取すると吐き気やおう吐、腹痛などの症状が出るほか、死に至る場合もある。禁止対象添加物の使用および危険物含有の食品の販売を計画した罪で19人が告発され、偽装で6人が捜査を受けているという。

警察によると、偽装オリーブオイルは米国と日本で数千トンが販売された。イタリアでは同国産の食のブランド力を悪用した偽装が長く問題となっている。2014-15年には、悪天候、虫害、バクテリアによる被害などでオリーブの収穫が打撃を受け、偽装が行われやすい環境が生まれていた、と当局は指摘している。(2016年2月3日 ロイターより)

食品偽装が発生する要因は様々ありますが、その1つとして、当局の指摘にもあるように原料作物の不作による影響が挙げられます。産地偽装については見た目での判別が難しく偽装がされやすいため、特に付加価値がついた産地の作物の取引には注意が必要となります。

オリーブオイルの産地判別試験につきましては、弊社フランスラボにて分析を実施しております。

《オリーブオイルの産地判別試験》

実施:フランスラボ 必要検体量:20ml以上

納期:15営業日 (検体が分析ラボへ到着後)



その他の真正分析につきましても対応可能となっております。ご興味ある方はお気軽にお問合せください。

【日本 インドネシア向け植物由来生鮮食品(青果物、茶等)の新たな輸出手続について】

インドネシアに青果物・茶葉の植物由来の生鮮食品を輸出する場合に、新たな要件が追加されることとなりました。このことは、平成27年2月17日に「植物由来の生鮮食品の輸出入に係る安全管理に関する農業大臣令2015年第4号 (No.04/Permentan/PP.340/2/2015。以下「新法」という。)」が新たに制定され、平成28年2月17日に施行されたことによるものです。 新たな要件としては下記の通りです。

- 1. インドネシア向けに植物由来の生鮮食品(青果物、茶等)を輸出する場合については、 ①日本で使用される農薬の有効成分、②重金属、③マイコトキシン又は微生物汚染 について、インドネシア政府に事前に登録された日本国内の検査機関*(以下「インドネシア向け検査機関」という。) において検査が実施されなければならない。
- * インドネシア向け検査機関の登録はまだ完了していませんが、日本からインドネシア側に対し、検査機関の登録申請済です。
- 2. 1の①~③の検査の結果については、新法の附属書1(別紙2)に記載のある残留基準値以下でなければならない。
- 3. 輸出される貨物については、インドネシア向け検査機関が発行する1の①~③の検査結果が記載された試験結果 証明書(分析証明書)が添付されなければならない。

弊社も「インドネシア向け検査機関」として登録申請中です。インドネシア側での手続きが完了し次第対応が可能となる予定ですので、分析について是非ご相談ください。(Webでも随時情報をアップ致しますので、併せてご確認ください。)